

刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

刈谷市長 稲垣 武

## 刈谷市規則第2号

刈谷市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市国民健康保険税条例施行規則（昭和49年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表（1）の項中「に係る納付額」を「（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合は、特別徴収対象年金給付の支払日。（2）の項において同じ。）に係る保険税額」に改め、同表（2）の項中「災害の日に属する年度において、当該災害の日以後」を「当該災害の日の属する月から12月の間」に、「納付額」を「保険税額」に改め、同表（3）の項中「当該年度に課すべき」を「減免の申請をする日の属する年度分の保険税に係る」に改め、「（前年中の所得により算定される所得割額に限る。）」を削り、同表（4）の項中「条例第4条及び第5条に規定する額（条例第4条に規定する額について条例第23条第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の額。以下同じ。）の10分の2に相当する額、条例第7条及び第7条の2に規定する額（条例第7条に規定する額について条例第23条第2項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の額。以下同じ。）の10分の2に相当する額並びに条例第9条及び第9条の2に規定する額」を「減免の申請をする日の属する年度分の保険税に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改め、同表（5）の項中「条例第4条及び第5条に規定する額の10分の2に相当する額、条例第7条及び第7条の2に規定する額の10分の2に相当する額並びに条例第9条及び第9条の2に規定する額」を「減免の申請をする日の属する年度分の保険税に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の刈谷市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。